

秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度

女性の活躍推進に積極的に取り組む 企業のチャレンジを応援します！

～認定企業には様々な優遇策があります～

県では、女活法（※）に基づく認定「えるぼし」を目指し、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を認定し、その取組を支援する「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度」を始めます。（※）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

認定要件等の概要

【認定要件】

- (1) 女活法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届出していること。
- (2) えるぼし認定基準の数値を1つ以上達成していること。
- (3) 「えるぼし」の認定取得を目指した取組の実施計画を有すること。

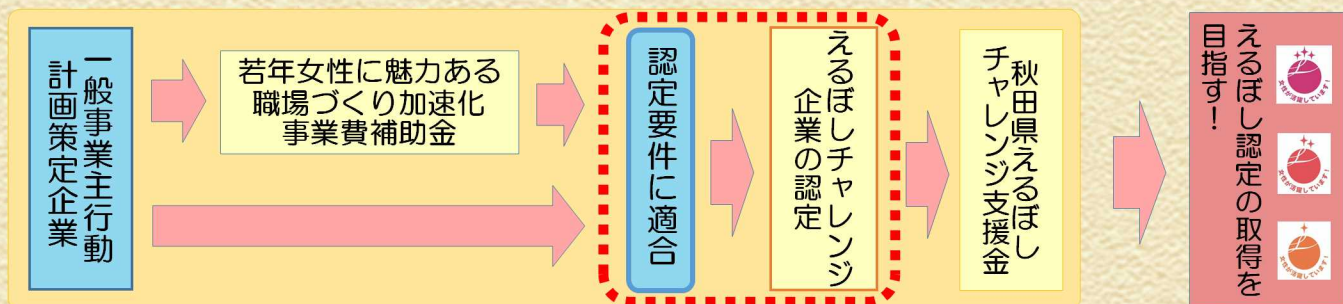
【企業要件】

- (1) 県内に本社(主たる事業所)を有すること。
- (2) 過去3年間において、法令違反がないこと。
- (3) 秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団等の反社会勢力に所属したことがなく、これらの者と関係を有していないこと。

～えるぼし認定基準の例～

- ①採用
・女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること（サービス業の場合：26.7%）
- ②継続就業
・女性労働者の平均継続勤務年数が男性労働者の7割以上であること
- ③労働時間等働き方
・法定時間外労働等の合計時間数の平均が45時間/月末未満であること
- ④管理職比率
・管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること（サービス業の場合10.8%）
- ⑤多様なキャリアコース
・女性の非正社員から正社員への転換や、過去に在籍した女性の正社員としての再雇用等の実績を有すること

補助金・認定・支援金のフロー図



認定企業を対象とした優遇策

- ・ 支援金の交付（交付額上限50万円 補助率10/10）
- ・ 競争力強化や経営革新等に係る補助事業の採択審査における加点
- ・ 中小企業振興資金における特別利率（金利軽減）の適用
- ・ 委託業務契約（企画提案方式）に係る提案者審査における加点
- ・ 物品供給に係る入札参加資格審査における加点 など



問い合わせ、申請書等の提出先

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
電話 018-860-1555
FAX 018-860-3895
E-mail persons@pref.akita.lg.jp

制度の詳細や申請書等の様式は
美の国あきたネットに掲載しています。

秋田県えるぼしチャレンジ

検索